

## 最高裁判決を踏まえた生活保護費等に関する対応について

### 1 経緯

- ・平成 25 年の生活保護費（生活扶助基準）の改定において 2 つの指標を用いて全体で約 670 億円の減額を実施。
- ・本改定が違法であるとして、改定後の保護変更決定処分 of 取消および国家賠償を求めて全国で訴訟提起。
- ・令和 7 年 6 月の最高裁判決において、2 つの指標の内、物価の下落率のみを反映した「デフレ調整」が違法とされ、保護変更決定処分 of 取消が示された。
- ・判決を受け、国は「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置。専門委員会は対応の在り方について審議を重ね、令和 7 年 11 月に報告書公表。
- ・国は報告書を踏まえて、対応の方向性を公表し、令和 7 年度補正予算案の計上を閣議決定、12 月に補正予算が成立した。

### 2 国方針の概要

#### （1）給付方針

- ・デフレ調整分を再検討した差額の追加給付を実施（実質 2.29% の回復）
- ・原告については追加給付に加え、特別給付金を支給
- ・中国残留邦人等に対する支援給付についても同様に実施

#### （2）対象者

- ・平成 25 年当時から現在まで保護受給中世帯（外国人世帯含む）
- ・保護廃止世帯についても対象、世帯主からの申し出により給付
- ・死亡した世帯員は給付対象外

### 3 区の対応

国から示されている追加給付に係る特例告示等の通知に従い、予算計上を行うとともに給付対象者の選定や給付額の計算に伴うシステム改修などを進め、給付体制を整えていく。